

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業に係る
許可申請事案の処理方針について

一部改正	平成 19 年	8 月	6 日	中国運輸局公示第	57 号
一部改正	平成 20 年	4 月	1 日	中国運輸局公示第	1 号
一部改正	平成 25 年	11 月	5 日	中国運輸局公示第	48 号
一部改正	平成 27 年	3 月	26 日	中国運輸局公示第	90 号
一部改正	令和 元年	9 月	30 日	中国運輸局公示第	33 号
一部改正	令和 7 年	8 月	1 日	中国運輸局公示第	35 号

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業に係る許可申請事案の処理については、貨物自動車運送事業法第 6 条各号に定める許可の基準、または、同法第 35 条第 3 項の規定に基づいて行うものであるが、事案の迅速、かつ、厳正公平な処理を図るため、下記のとおり審査項目の具体的な基準を掲げこれにより処理することとしたので公示する。

平成 15 年 2 月 28 日

中国運輸局長 富士原 康一

記

1. 一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものを除く。）の許可
以下の方針の定めるところにより行うものとする。

(1) 営業所

- ① 使用権原を有するものであること。
- ② 都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。
- ③ 規模が適切なものであること。
- ④ 必要な備品を備えているなど、事業遂行上適切なものであること。

(2) 最低車両台数

- ① 営業所毎に配置する事業用自動車の数は種別（貨物自動車運送事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第 2 条で定める種別）ごとに 5 両以上であること。
- ② 計画する事業用自動車（以下「計画車両」という。）にけん引車、被けん引車を含む場合の最低車両台数の算定方法は、けん引車＋被けん引車を 1 両と算定する。

- ③ 霊きゅう運送、一般廃棄物運送、一般的に需要の少ないと認められる島しょ（他の地域と橋梁による連絡が不可能なもの。）の地域における事業については、①は適用しない。

(3) 事業用自動車

- ① 計画車両の大きさ、構造等が輸送する貨物に適切なものであること。
- ② 使用権原を有するものであること。

(4) 車庫

- ① 原則として営業所に併設するものであること。
ただし、併設できない場合は、営業所からの距離が直線で５キロメートル以内であること。
- ② 車両と車庫の境界及び車両相互間の間隔が５０cm以上確保され、かつ、計画車両数すべてを収容できるものであること。
- ③ 他の用途に使用される部分と明確に区画されていること。
- ④ 使用権原を有するものであること。
- ⑤ 都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。
- ⑥ 自動車の出入口の前面道路については、原則として幅員証明書により、車両制限令に適合すること。

(5) 休憩・睡眠施設

- ① 原則として、営業所又は車庫に併設するものであること。
- ② 乗務員が有効に利用することができる適切な施設であり、乗務員に睡眠を与える必要がある場合には、少なくとも同時睡眠者１人当たり２．５㎡以上の広さを有するものであること。
- ③ 使用権原を有するものであること。
- ④ 都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。

(6) 運行管理体制

- ① 車両数及びその他の事業計画に応じた適切な員数の運転者を常に確保し得るものであること。
この場合、運転者が貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条第２項に違反する者でないこと。
- ② 選任を義務づけられる員数の常勤の運行管理者を確保する管理計画があること。
- ③ 勤務割及び乗務割が平成１３年８月２０日国土交通省告示第１３６５号に適合するものであること。
- ④ 運行管理の担当役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。
- ⑤ 車庫が営業所に併設できない場合には、車庫と営業所が常時密接な連絡をとれる体制を整備するとともに、点呼等が確実に実施される体制が確立されていること。

- ⑥ 事故防止についての教育及び指導体制を整え、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則に基づく報告の体制について整備されていること。
- ⑦ 積載危険物等の輸送を行うものにあつては、消防法等関係法令に定める取扱資格者が確保されていること。

(7) 点検及び整備管理体制

- ① 選任を義務づけられる員数の常勤の整備管理者を確保する管理計画があること。

ただし、一定の要件を満たすグループ企業（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号及び第４号に定める子会社及び親会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ子会社をいう。）に整備管理者を外部委託する場合は、事業用自動車の運行の可否の決定等点検及び整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立されていること。

- ② 点検及び整備管理の担当役員等点検及び整備管理に関する指揮命令系統が明確であること。

(8) 資金計画

- ① 所要資金の見積りが適切なものであること。
- ② 所要資金の調達に十分な裏付けがあること、自己資金が所要資金に相当する金額以上であること等資金計画が適切であること。
- ③ 自己資金が、申請日以降許可日までの間、常時確保されていること。

(9) 法令遵守

- ① 申請者又はその法人の役員は、貨物自動車運送事業の遂行に必要な法令知識を有し、かつ、その法令を遵守するものであること。
- ② 健康保険法（大正１１年法律第７０号）、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）、雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）に基づく社会保険及び労働保険（以下「社会保険等」という。）の加入義務者が社会保険等に参加するものであること。
- ③ 申請者又は申請者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）が、貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反により、申請日前６ヶ月間（悪質な違反については１年間）又は申請日以降に、自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者を含む。）ではないこと。
- ④ 新規許可事業者に対しては、許可書交付時等に指導講習を実施するとともに、運輸開始の届出後１ヶ月以降３ヶ月以内に実施される地方貨物自動車運送適正化事業実施機関の適正化事業指導員による巡回指導を実施するものとし、改善が見込まれない場合等には、監査等を実施するものとする。

(10) 損害賠償能力

- ① 自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済に加入する計画のほか、一般自動車損害保険（任意保険）の締結等十分な損害賠償能力を有するものであること。
- ② 石油類、化成品類又は高圧ガス類等の危険物の輸送に使用する事業用自動車については、①に適合するほか、当該輸送に対応する適切な保険へ加入する計画など、十分な損害賠償能力を有するものであること。

(11) 許可に付す条件

- ① (2)③に該当する事業については、車両数について特例を認めることとし、許可に際して当該事業に限定するなどの条件を付することとする。
- ② 許可後 1 年以内に運輸を開始する旨の条件を付することとする。
- ③ 運行管理者及び整備管理者の選任届を運輸開始前（整備管理者の選任届については、選任後 15 日以内に運輸開始する場合にあっては、選任後 15 日以内）に提出する旨の条件を付することとする。
- ④ 運輸開始前に社会保険等加入義務者が社会保険等に参加する旨の条件を付することとする。
- ⑤ 特定の荷主を対象とする事業については、荷主が特定単数であれば特定貨物自動車運送事業の許可申請を、荷主が特定複数であれば一般貨物自動車運送事業の許可申請を指導することとし、荷主を限定する旨の条件を付することはしない。

(12) 欠格事由

施行規則第 3 条の 2 第 1 項第 3 号、第 2 項第 3 号及び第 3 項第 3 号に規定する者には、申請者の役員に占めるその役員の割合が 2 分の 1 を超える者や、申請者の株主と株主の構成が類似している者等が該当するものとする。

2. 特別積合せ貨物運送をする一般貨物自動車運送事業の許可

1 の審査方針に加え、以下に定める事項について審査する。

(1) 荷扱所

- ① 従来の第二種荷扱所（宅配便のいわゆる取次店等）は、荷扱所に含めないものとする。
- ② 1(1)①～③について審査を行うこととする。

(2) 積卸施設

- ① 営業所又は荷扱所に併設するものであること。
- ② 使用権原を有するものであること。
- ③ 都市計画法等関係法令に抵触しないこと。
- ④ 施設は、貨物の積卸機能のみならず、荷捌き・仕分け機能、一時保管機能を有するものであること。

- ⑤ 施設の取扱能力は、当該施設に係る運行系統及び運行回数に見合うものであること。

(3) 営業所及び荷扱所の自動車の出入口

- ・複数の事業用自動車を同時に停留させることのできる積卸施設を有する営業所及び荷扱所については、当該営業所及び荷扱所の自動車の出入口の設置が、当該出入口の接する道路における道路交通の円滑と安全を阻害しないこと。

(4) 運行系統及び運行回数

- ① 運行系統毎の運行回数は車両数、取扱い貨物の推定運輸数量、積卸施設の取扱能力等から適切なものであること。
- ② 取扱い貨物の推定運輸数量について算出基礎が的確であること。
- ③ 運行車の運行は、少なくとも一日一便以上の頻度で行われるものであること。
ただし、一般的に需要の少ないと認められる島しょ、山村等の地域における区間では、一日一便以下でも差し支えない。

(5) 積合せ貨物管理体制

- ① 貨物の紛失を防止するための適切な貨物追跡管理の手法又は設備を有すること。
- ② 貨物の滅失・毀損を防止するために、営業所及び荷扱所において適切な作業管理体制を有すること。
- ③ 貨物の紛失等の事故による苦情処理が的確かつ迅速に行いうる体制を有すること。

(6) 運行管理体制

- ・運行系統別の乗務基準が平成13年8月20日国土交通省告示第1365号に適合するものであること。

3. 貨物自動車利用運送をする一般貨物自動車運送事業の許可

1の審査方針に加え、以下に定める事項について審査する。

(1) 貨物自動車利用運送に係る営業所について

- ・1(1)①～③について審査を行うこととする。

(2) 業務の範囲については、「一般事業」又は「宅配便事業」の別とする。

(3) 保管体制を必要とする場合は、保管施設を保有していること。

4. 特定貨物自動車運送事業の許可

以下の方針の定めるところにより行うものとする。

- (1) 特定の運送需要者
 - ① 単数の者に特定され、当該荷主の輸送量の大部分の輸送量を確保できること。
 - ② 運送契約の締結及び運送の指示を直接行い、第三者を介入させないものであること。
- (2) 営業所
 - ・ 1 (1)によること。
- (3) 最低車両台数
 - ① 営業所毎に配置する事業用自動車の数は5両以上であること。
ただし、特定の運送需要者の輸送量など実情に応じて中国運輸局長が個別に認める場合においては、この限りでない。
 - ② 計画する事業用自動車（以下「計画車両」という。）にけん引車、被けん引車を含む場合の最低車両台数の算定方法は、けん引車＋被けん引車を1両と算定する。
 - ③ 一般的に需要の少ないと認められる島しょ（他の地域と橋梁による連絡が不可能なもの。）の地域における事業については、①は適用しない。
- (4) 事業用自動車
 - ・ 1 (3)によること。
- (5) 車庫
 - ・ 1 (4)によること。
- (6) 休憩・睡眠施設
 - ・ 1 (5)によること。
- (7) 運行管理体制
 - ・ 1 (6)によること。
- (8) 点検及び整備管理体制
 - ・ 1 (7)によること。
- (9) 資金計画
 - ・ 1 (8)によること。
- (10) 法令遵守
 - ・ 1 (9)によること。
- (11) 損害賠償能力
 - ・ 1 (10)によること。

(12) 許可に付する条件

- ① 4 (3) ③に該当する事業については、当該事業に限定する等の条件を付することとする。
- ② 1 (11) ②～④によることとする。

(13) その他

- ・ 特定貨物自動車運送事業の許可を取得した事業者が特定の運送需要者を新たに追加する場合は、特定貨物自動車運送事業の廃止及び一般貨物自動車運送事業の許可申請を行うこと。

5. 貨物自動車利用運送をする特定貨物自動車運送事業の許可

3によること。

6. その他

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可書を交付する際には、以下のとおり取扱うこととする。

- (1) 貨物自動車運送事業報告規則第3条の規定に基づき、運輸開始前に、別途定める様式により報告を求め、許可に付された条件等の遵守状況について確認を行うこととする。
- (2) 施行規則第44条の規定に基づき、別途定める様式により運輸開始の届出を行うよう指導し、別途通達されるところにより、社会保険等の加入及び納付義務を負う保険料の納付の徹底を図ることとする。

附 則

- 1. この処理方針は、平成15年4月1日以降、当局管内運輸支局において受理する申請及び届出について適用する。
- 2. 平成7年6月23日付け中国運輸局公示第73号「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業に係る許可事案の処理方針について」は、平成15年3月31日限りこれを廃止する。
- 3. 新貨物自動車運送事業法の施行日前に申請され、未処理となった事案の審査は新貨物自動車運送事業法に基づく「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画認可申請等の処理について」（平成15年2月28日中国自貨183号）の新公示基準によることとするが、1(2)最低車両数及び1(8)法令遵守については、旧公示基準に基づき審査を行うこととする。ただし、新公示基準1(2)③に該当する事業については、許可に際して当該事業に限定する等の条件を付

することとする。

4. 新貨物自動車運送事業法の施行日前に申請され、未処理となった一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者による旧貨物運送取扱事業法に基づく貨物自動車運送に係る第一種利用運送事業の許可又は、利用運送機関の種類に貨物自動車運送事業を追加する第一種利用運送事業の事業計画変更認可申請事案にあっては、新貨物自動車運送事業法により申請があったものとみなして新貨物自動車運送事業法による事業計画変更事案として審査することとする。

附 則（平成１９年 ８月 ６日 中国運輸局公示第５７号）

1. 本処理方針は、平成１９年９月１０日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。
2. 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成１５年３月１８日、国自整第２１６号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者については施行日から２年間、施行前に一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可を申請したもののについては、その申請による運輸の開始の日から２年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則（平成２０年 ４月 １日 中国運輸局公示第１号）

本処理方針は、平成２０年７月１日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則（平成２５年１１月 ５日 中国運輸局公示第４８号）

本処理方針は、平成２５年１２月１日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則（平成２７年 ３月２６日 中国運輸局公示第９０号）

本処理方針は、平成２７年６月１日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則（令和 元年 ９月３０日 中国運輸局公示第３３号）

本処理方針は、令和元年１１月１日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則（令和 ７年 ８月 １日 中国運輸局公示第３５号）

本処理方針は、令和７年８月１日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。